

## 基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験・生活等に関する 合理的配慮についての申合せ

令和 3年 3月24日 基幹教育院長裁定  
令和 3年 9月30日 一部改正  
令和 8年 2月20日 一部改正

### 1. 趣旨

本申合せは、「障害のある学生の合理的配慮について」に基づき、基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験・生活等に関する合理的配慮について定めるものである。

### 2. 学生による合理的配慮の申請（流れ図 1.）

障害のある学生は Web システムにて申請を行う。学生は必要に応じてキャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN 室」という。）に相談する。相談を受けた IN 室は、学生と面談を実施する。

### 3. IN 室による必要性判断（流れ図 2.）

IN 室は、申請について、障害の状況（機能障害や困難さ）および社会的障壁からみた合理的配慮の必要性の判断を行う。

### 4. 部局による内容確認（流れ図 3.）

基幹教育にかかる申請事項の内容については、基幹教育院合理的配慮コーディネーターが確認する。

不明な点は学生支援課に尋ねる。申請内容を実施する際に費用を要する場合は、基幹教育院長に相談する。

### 5. 建設的対話（流れ図 5.）

配慮提供者（授業担当教員）は、申請について建設的対話を必要とする場合には、その旨を学生に通知する。学生は、適当性判断の結果を確認し、建設的対話を必要とする場合は、その旨を配慮提供者（授業担当教員）に通知する。建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に関する合意形成をする。学生が配慮コーディネーターの同席を希望している場合は、配慮コーディネーターは建設的対話に同席する。建設的対話の実施にかかる日程調整および建設的対話の記録は、原則として配慮コーディネーターまたは学生が行う。建設的対話により合意形成がされなかった場合は、学生は部局担当者を通じて監督責任者（部局長等）へ連絡する。各部局は実情に合わせて検討チーム等を組織し、すみやかに両者の意見調整する案を提示する。

### 6. 追加の建設的対話が不調となった場合（流れ図 5.）

追加の建設的対話が不調となった場合（合意が形成されなかった場合）：当該学生が部局による調整を希望する場合はコーディネーターを介して基幹教育院長へ連絡する。基幹教育院長は以下の検討チームを組織し、担当教員からの回答内容および学生の配慮希望内容について検討を行い、すみやかに両者

の意見を調整する案（調整案）を提示する。

- （ア） 検討チーム長：基幹教育院長、もしくは、代理として副院長（1名）
- （イ） 当該科目の科目実施班長、もしくは、その代理としての班員（1名以上）
- （ウ） インクルージョン支援推進室所属教員（1名）
- （エ） 基幹教育・共創学部課基幹教育教務係職員（1名）
- （オ） その他 チーム長が必要と認めるもの（若干名）

検討チーム長は、過去の実施例などを参考に調整案をとりまとめ、コーディネーターを介して担当教員および当該学生に伝え、合意形成を促す。あくまでも、調整案は当事者たちへの提案である。

（検討チームは、学生支援課に過去の配慮事例の参照を依頼することもできる。）調整に基づき合意形成がなされた場合、担当教員が配慮を実施する。

#### 7. 監督責任者（部局長等）による合理的配慮の必要性・適当性の最終確認（流れ図6.）

監督責任者（部局長等）は、学生と配慮提供者（授業担当教員）とで合意された合理的配慮について最終確認を行い、配慮提供者（授業担当教員）に指示する。最終確認が行われた日をもって最終合意形成日とする。

#### 8. 合理的配慮の提供

配慮提供者（授業担当教員）は、7. で確認された合理的配慮の提供を行う。なお、配慮提供者（授業担当教員）は、必要な準備等がある場合は、コーディネーター等と協議し、合理的配慮の提供を行う。

#### 9. 基幹教育院のみでの対応が困難な事案の報告相談（流れ図8.）

基幹教育院長は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談する。総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進委員会に付議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を基幹教育院長に通知する。

#### 10. 不服申立（流れ図9.）

学生は、基幹教育院長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、コーディネーター・基幹教育教務係を通して、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

#### 11. 合理的配慮のモニタリング（流れ図10.）

総括監督責任者（担当理事）は学生や配慮提供者に対し、モニタリングを実施し、障害者支援推進委員会で報告する。また、必要に応じて教育企画委員会においても報告する。障害者支援推進委員会委員は、各部局において報告内容を情報共有する。